

昭和三十九年法律第一百一号

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約
の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
(趣旨)

この法律は、自家用自動車の一時輸入に
関する通関条約(以下「条約」という。)を実
施するため、関税法(昭和三十九年法律第六十
一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十
四号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)
及び国税通則法(昭和三十七年法律第六十六
号)の特例その他必要な事項を定めるものとす
る。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 車両 道路運送車両法(昭和二十六年法律
第八十五号)第一条第二項及び第三項に規定
する自動車及び原動機付自転車をいい、こ
れらとともに輸入されるこれらの部分品並び
に通常の附属品及び備品を含む。

二 保証団体 第七条第一項の規定により財務 大臣の認可を受けた者をいう。

三 一時輸入書類 本邦に輸入される車両又は 車両修理用の部分品に課される関税及び消費 税を保証するため、条約及びこの法律の定め るところに従い、保証団体が直接に又は条約 の他の締約国にある対応する団体を通じて発 給する通関用の書類で、これにより当該物品 の輸入につき条約第二条又は第四条1の規定 の適用を受けることができるものをいう。

四 自家用 車両を輸入した者が、その個人的な使用に供 することをいい、有償又は無償で産業上又は 商業上の運送の用に供することを含まない。 ただし、条約第十一条の規定に従い、他の者 に使用させ、又は運転させることは、当該輸 入した者の個人的な使用に供するものとみな す。

(車両等の輸入手続)

第三条 条約第二条又は第四条1の規定により関
税及び消費税(以下「輸入税」という。)の免
除を受けて車両又は車両修理用の部分品を輸入
しようとする者は、政令で定めるところによ
り、当該物品に係る一時輸入書類につき保証団
体の認証を受け、その認証を受けたことを示す
書類を当該一時輸入書類に添えて、税關に提出
しなければならない。

(輸入税の徴収)

第四条 条約第二条又は第四条1の規定により輸 入税の免除を受けて輸入された車両(以下「免 税車両」という。)又は車両修理用の部分品 (以下「免税部分品」という。)が、当該物品の 輸入をした者(以下「免税車両等輸入者」とい う。)又は条約第十一条1の規定に従い免税車 両を使用する者(以下「第三者」という。)に より、当該物品に係る一時輸入書類の有効期間 内に、譲渡され、又は自家用若しくは免税車両 の修理用以外の用途に供されたときは、当該譲 渡し、又は当該用途以外の用途に供した免税車 両等輸入者又は第三者から当該物品に係る輸入 税を直ちに徴収する。

二 免税車両又は免税部分品を、当該物品に係る 一時輸入書類の有効期間内に、免税車両等輸入 者又は第三者から譲り受けた者は、免税車両等 輸入者又は第三者と連帶して当該物品に係る輸 入税を納付する義務を負う。この場合における 輸入税の徴収については、前項の規定を準用す る。

三 免税車両又は免税部分品が、当該物品に係る 一時輸入書類の有効期間内に輸出されないと きは、当該物品に係る輸入税を、免税車両等輸入 者又は保証団体から、直ちに又は条約の規定に 従い徴収する。

四 前項の規定による輸入税の徴収は、当該徴 収に係る免税車両又は免税部分品の輸入地を所 轄する税關長が行なう。

五 免税車両又は免税部分品が、当該物品に係る 一時輸入書類を發給してはならない。

六 保証団体は、前項の届出をした後でなけれ ば、一時輸入書類を發給してはならない。

七 保証団体は、その業務を廃止しようとする ときは、財務省令で定めるところにより、その旨 を財務大臣に届け出なければならない。

八 財務大臣は、保証団体が第三項各号の一に適 合しなくなつたと認めるとき、保証団体がこの 法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこ れらに基づく处分に違反したとき、又は保証団 体から前項の届出があつたときは、第一項の認 可を取り消すことができる。

九 前項の規定により認可が取り消された場合に おいて、当該認可を取り消された者がその取消 しの前に発給した一時輸入書類があるときは、 当該一時輸入書類については、当該認可を取り 消された者を保証団体とみなして、この法律を 適用する。

第十条 保証団体が、国際団体に加盟している團 体(国際団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

第十二条 第九条第一項の規定による報告をせ ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 は、五万円以下の罰金に処する。

第十三条 保証団体の代表者、代理人、使用人そ の他の従業者が保証団体の業務に関し、前条の 違反行為をしたときは、その行為者を罰するほ ど、その保証団体に対して前条の刑を科する。

2 前項の認可を申請するには、申請書に、定 款、事業計画書及び業務方法書その他財務省令 で定める書類を添えて、これを財務大臣に提出 しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の認可の申請者が次の各 号に適合していると認めるときでなければ、同 項の認可をしてはならない。

一 条約第六条1に規定する国際団体(以下「 国際団体」という。)に加盟している法人で あること。

二 國際団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結することが確実であること。

三 輸入税の納付その他の保証団体の業務を適正 に遂行するに足りる能力があること。

四 財務大臣は、条約の他の締約国にある対応す る団体を通じて發給した一時輸入書類を認証 し、及び一時輸入書類により輸入された免税車 両又は免税部分品が当該一時輸入書類の有効期 間内に輸出されないときは、当該免税車両等輸 入者と連帶して当該免除された輸入税を納付す る義務を負う。

五 保証団体は、第三項第二号に規定する保証契 約を締結したときは、直ちに、その旨及び当該 保証契約の内容を財務大臣に届け出なければな らない。

六 保証団体は、前項の届出をした後でなけれ ば、一時輸入書類を發給してはならない。

七 保証団体は、その業務を廃止しようとする ときは、財務省令で定めるところにより、その旨 を財務大臣に届け出なければならない。

八 財務大臣は、保証団体が第三項各号の一に適 合しなくなつたと認めるとき、保証団体がこの 法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこ れらに基づく处分に違反したとき、又は保証団 体から前項の届出があつたときは、第一項の認 可を取り消すことができる。

九 前項の規定により認可が取り消された場合に おいて、当該認可を取り消された者がその取消 しの前に発給した一時輸入書類があるときは、 当該一時輸入書類については、当該認可を取り 消された者を保証団体とみなして、この法律を 適用する。

第十条 保証団体の代表者、代理人、使用人そ の他の従業者が保証団体の業務に関し、前条の 違反行為をしたときは、その行為者を罰するほ ど、その保証団体に対して前条の刑を科する。

第十二条 第九条第一項の規定による報告をせ ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 は、五万円以下の罰金に処する。

第十三条 保証団体の代表者、代理人、使用人そ の他の従業者が保証団体の業務に関し、前条の 違反行為をしたときは、その行為者を罰するほ ど、その保証団体に対して前条の刑を科する。

2 財務大臣は、必要があると認めるときは、前 項の金額又は期間を変更することができる。

3 財務大臣は、第一項の規定により担保を徵し た場合において、保証団体が納付すべき輸入税 がその納定期までに完納されないときは、税關 長にその担保として提供された財産の処分その 他の処を行なわせるものとする。

4 国税通則法第五十二条の規定は、前項の処分 について準用する。

5 (報告の徴取及び検査)

6 前項の規定による立入検査をする職員は、そ の身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があ るとときは、これを提示しなければならない。

7 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解してはならな い。

8 前項の規定による立入検査をする職員は、そ の身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があ るとときは、これを提示しなければならない。

9 前項の規定により認可が取り消された場合に おいて、当該認可を取り消された者がその取消 しの前に発給した一時輸入書類があるときは、 当該一時輸入書類については、当該認可を取り 消された者を保証団体とみなして、この法律を 適用する。

10 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

11 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

12 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

13 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

14 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

15 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

16 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

17 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

18 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

19 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

20 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

21 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

22 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

23 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

24 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

25 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

26 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

27 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

28 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

29 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

30 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

31 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

32 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

33 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

34 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

35 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

36 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

37 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

38 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

39 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

40 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

41 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

42 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

43 第九条第一項の規定による立入検査をする職員 は、保証団体との間に輸入税に関する保証契約 を締結しているものに限る。)で条約の締約國 以外の政令で定める国にあるものを通じて發給 した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号 に規定する一時輸入書類とみなして、条約及び この法律を適用する。

附 則（昭和四〇年三月三一日法律第三

○号）抄
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三一日法律第三

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、関税法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十六号）附則第一項に規定する政令で定める日（以下「指定日」という。）から施行する。

一から九まで 略

十 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部の改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六十一条 前条の規定による改正前の自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に輸入された車両又は車両修理用の部品について免除を受けた物品税は、前条の規定による改正後の自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第四条（輸入税の徴収）に規定する輸入税とみなして、同条の規定を適用する。

附 則（平成三年五月一五日法律第七三

（政令）抄

第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成一一年一一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第九条 関税法等の一部を改正する法律附則第一項から第六項まで、関税定率法の一部を改正する法律（昭和四一年法律第三十七号）附則及び附則第一条から前条までに定めるもののほか、これらの法律及びこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和六三年一二月三〇日法律第一〇八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条（関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る）、附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。）並びに附則第五十三条から第六十七までの規定

平成元年四月一日